

届出が必要な農業用ため池とは？

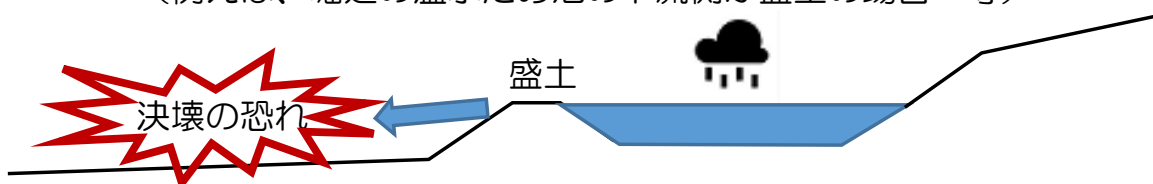
「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の適用を受け、届出が必要となる農業用ため池とは...

- ・ 人工的に作られた農業用のため池であり、
- ・ 堤体 及び 取水設備 で構成され、
- ・ 決壊するおそれがあるもの

■「届出が必要」なため池

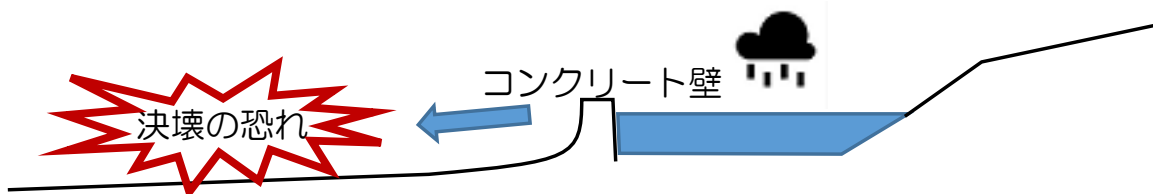
- 盛土で築造され、決壊するおそれがあるもの

※ 盛土が、ため池の一部でも対象となります。
(例えば、堀込の温水ため池の下流側が盛土の場合 等)



- コンクリート壁等で築造され、決壊するおそれがあるもの

※ 壁が、ため池の一部の場合でも対象となります。



□「届出が不要」なため池

- 掘り込んで築造され、決壊するおそれがないもの

※ ため池があふれても、周辺が浸水するだけ



届出が必要な場合、または判断に迷った場合はこちらまでご連絡ください。

オホーツク総合振興局産業振興部調整課 (0152-41-0671 (直通))